

第3回 LCV エフエム「諏訪圏情報 BOX」

- **放送日** 令和7年7月22日（火）、7月29日（火）
- **テーマ** 「若者のデートDV防止について」
- **出演者** 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” 飯島恵子
- 聞き手とのやりとり（概要）
 - (Q1) 今回のテーマは、『若者のデートDV防止について』ということですが、デートDVとは、何でしょうか。
 - (A1) はい。デートDVは、恋人同士の間で起こる暴力のことです。
この暴力は、相手を自分の思いどおりに動かそうとする目的で行われるもので、最近では、高校生など若者の間でも深刻な問題となっています。
 - (Q2) 暴力というと、殴る・蹴るなどを思い浮かべますが。
 - (A2) 確かにそれは「身体的な暴力」で、髪を引っ張る、腕を強くつかむといった行為も含まれます。
しかし、暴力は身体に対するものだけではありません。
大声で怒鳴る、無視する、脅すなど、心を傷つける精神的な暴力。
無理やりキスや性行為をする、避妊に協力しないなど、相手の意思を無視した性的な暴力。
デート代をいつも払わせる、借りたお金を返さないなど、金銭面で常に相手に負担させる経済的な暴力。
服装を制限する、友達との付き合いを禁止するなど、相手の行動を制限するもの。
これらすべてが「デートDV」に含まれます。
 - (Q3) 身体への暴力だけではないんですね。今、聞いたものも「デートDV」に含まれるなんて思いませんでした。
 - (A3) そうなんです。また、最近では、スマホやSNSによる「デートDV」が増えています。
たとえば、スマホで位置情報を共有させたり、メールや連絡先を勝手にチェックして消すことです。
こうした行為は、「愛情の証」ではありません。相手をコントロールするための手段なんです。

暴力には、いろいろな種類があります。どんな暴力も、相手の心と体を深く傷つけます。恋愛中の方、そして、これから恋愛をするかもしれないみなさん、「デート DV」は、誰にでも起こりうる身近な問題で、「もしかして、自分のことかも…」と気づくことが、とても大切です。

(Q4) 「自分のことかも」と思ったときは、どうすればいいのですか。

(A4) 「デート DV」は、「一人で」「自分たちだけで」解決するのがとても難しい問題です。

もし、「自分が被害を受けているかもしれない」「もしかしたら、自分が加害しているかもしれない」と感じたら、どうか一人で悩まず、信頼できる大人に相談してみてください。

学校の先生や保健室の先生など、身近な人に話してみるのも一つの方法です。

また、長野県男女共同参画センターでは、電話での相談を受け付けています。

相談は匿名でも可能で、プライバシーはしっかり守られます。

- ・当センターの相談窓口をご案内します。

女性のための相談は、電話 0266-22-8822 火曜日から土曜日の 9 時から 12 時、13 時から 16 時 30 分まで。

男性のための相談は、電話 0266-22-7111 金曜日の 17 時から 19 時までです。

- ・また、県には、児童虐待・DV24 時間ホットラインもあります。
24 時間いつでも、つながります。電話 026-219-2413 です。

(Q5) 最後に、若い方たちにお伝えしたいことはありますか。

(A5) どんな理由があっても、誰からであっても、暴力を受けていい人は、ひとりもいません。だからもし、あなたが暴力を受けたとしても、あなたが悪いわけではありません。

困ったとき、怖かったとき、なんだか嫌だなと感じたときは、どうか一人で抱え込まずに、誰かに相談してください。

そして、「デート DV」について知ることは、これから恋人ができたときに、自分も相手も大切にできる、対等で思いやりのある関係を築くための第一歩です。あなたの心と体を守るために、知っておいてほしいことです。